

羽村市個人情報保護審議会委員の募集

市では、市が保有する個人情報保護を、その公正な運用を図るため、「個人情報保護審議会」を設置しています。

平成26年3月31日をもって委員の任期が満了することから、新しく審議会委員を募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上の方

※現在、市のほかの審議会などの委員に在任している方は遠慮してください。

募集人員 2人

任期 平成26年4月1日から2年間

開催回数 年4・5回程度(1回2時間程度)

報酬(日額) 9000円

応募方法 1月24日(金)(必着)までに、「個人情報の

保護及び取扱等に関する考えや応募の動機」を800字(原稿用紙2枚)以内にまとめ、「住所・氏名・年齢・電話番号」を記入し、郵送・Eメールまたは直接応募先へ

※様式は問いません。

選考方法 作文の内容を審査し、決定します。結果は、応募者全員に郵送でお知らせします。

※提出いただいた作文は、選考資料とするもので公表しません。選考審査後、返却します。

応募先・問合せ 羽村市総務課法制係^③327

〒205-8601(所在地記載不要)

✉sl0300@city.hamura.tokyo.jp

「振り込め詐欺」などにご注意ください！

振り込め詐欺などの被害が後を絶ちません。最近では、お金を振り込ませる手口に加えて、キャッシュカードや現金を直接自宅などに取りに来る「振り込ませない」詐欺も多く発生しています。

不審な電話がかかってきたら、まずは家族・近所の方や知人に相談して、110番通報してください。

平成25年1～11月の特殊詐欺被害状況

■都内 2044件(被害総額7億8085万3179円)

■福生警察署管内 24件(被害総額1億2960万円)

■羽村市 6件(被害総額2100万円)

こんな電話に注意！

詐欺の犯人を捕まえるので、協力してください。犯人にお金を渡してください。

タクシーに20000万円の小切手が入ったカバンを忘れてしまった。

女性を妊娠させトラブルになっている。



飲料水自動販売機 設置事業者の募集

1月6日(月)から募集要領配布

市内公共施設の飲料水自動販売機設置事業者を募集します。

飲料水の自動販売機と飲料容器回収ボックスの設置、管理運営ができる事業者(借受人)で、設置を希望する方は応募してください。

自動販売機ごとに、「販売品目」「貸付料率」などを基に事業者を選定します。

募集施設 市役所庁舎・コミュニティセンター・

リサイクルセンター・図書館・産業福祉センター・

富士見公園・武蔵野公園・宮の下運動公園

販売品目 缶・ペットボトル飲料、紙パック飲料

紙コップ飲料

応募対象

□法人 市内に本店・支店または営業所などを設置し、自動販売機設置運営事業を営んでいる方

□個人 市内に在住し、市内で自動販売機設置運営事業を営んでいる方

受付期間 1月27日(月)～31日(金)午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

申込み・問合せ 募集要領を確認し、申込みに必要な書類をそろえて、直接契約管財課管財係^④396へ

※詳しくは、1月6日(月)から配布する募集要領をご覧ください。

※募集要領・申込書類は、市役所3階契約管財課窓口で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。

平成26年度住民税の税制改正

問合せ 課税課市民税係 ⑮ 162

平成26年度から適用される個人住民税（市民税・都民税）の税制改正は、次のとおりです。

個人住民税均等割税率の改正

平成26～35年度の10年間の臨時措置です

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、全国のかつ緊急に地方公共団体が行う防災施策に必要な財源を確保するために行うものです。

■ 個人住民税の均等割額

均等割	現 行 (平成 25 年度まで)	特例期間 (平成 26 ～ 35 年度)
市民税	3, 000 円	3, 500 円
都民税	1, 000 円	1, 500 円
合 計	4, 000 円	5, 000 円

ふるさと寄附金に係る特例控除の改正

平成26～50年度に適用されます

復興特別所得税が創設されたことに伴い、「ふるさと寄附金（＊）」に係る個人住民税の寄附金控除額が変更となります。

（＊）ふるさと寄附金：都道府県または市区町村に対する寄附金

住民税の寄附金税額控除額の計算方法

次の①と②の合計額が市・都民税の税額控除となります。このうち②が見直しとなりました。（二重線部分）

①基礎控除分

【寄附金額（総所得金額等の30％を限度）－2, 000 円】×10％（市民税6％、都民税4％）

②特例控除分

（寄附金額－2, 000 円）×【90％－（所得税の限界税率）】×控除割合

改正

（寄附金額－2, 000 円）×【90％－（所得税の限界税率）×1. 021】×控除割合（市民税 3/5、都民税 2/5）

給与所得控除の改正

給与所得控除の上限設定

給与の収入金額が1500万円を超える場合、給与所得控除は、245万円が上限となりました。

■ 給与収入金額から給与所得金額を求める算出表（抜粋）

給与収入金額（A）	給与所得金額
1, 000 万円～	$A \times 0.95 - 170$ 万円

改正

給与収入金額（A）	給与所得金額
1, 000 ～ 1, 500 万円未満	$A \times 0.95 - 170$ 万円
1, 500 万円～	$A - 245$ 万円

給与所得者の特定支出控除の改正

特定支出控除について、給与所得者の実額控除の機会を拡大するため、次のとおり、適用範囲が拡大されました。

①適用範囲に弁護士・公認会計士・税理士などの資格取得費、勤務必要費（図書費・衣服費・交際費）が追加されました。

②適用判定の基準が給与所得控除額の2分の1（改正前：控除額総額）とされました。

公的年金所得者が寡婦（夫）控除を受ける手続きの簡素化

公的年金以外の所得がなかった方が、寡婦（夫）控除を受けようとする場合、個人住民税の申告書の提出が不要となりました（所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です）。

注意

年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（夫）」の記載を忘れたり、扶養控除申告書を提出しなかった場合は、今までどおり、個人住民税の申告が必要です。